市道認定フローチャート

管理課
令和３年　１月１２日作成

内容	申請者 （町内会）	市	留意事項
事前確認	**関係者との協議・同意** ①町内会長等 ②道路の土地所有者 ③道路の隣接者		関係者への十分な説明と理解を得ること
事前審査	**認定基準に適合しているか** ①道路の形状等 ②所有権の確認		津山市道路線認定・廃止基準 第3条～第7条
	事前審査依頼書提出	事前審査依頼書受付	
		敷地確認（権利関係）	分筆・相続・抵当権等の確認 位置指定道路の場合は経過年数・図面等の確認
		現地確認	道路の構造・形状の確認 幅員・施設の確認 排水の確認
		市道認定委員会 （5月・8月・11月・2月）	委員会開催月の前月末までに依頼のあったもの 却下・保留（差戻）・認定可・条件付認定可を判定
	却下・保留（差戻）	審査結果通知書の送付	
	認定可 条件付認定可		
	条件の整備		条件付認定可の場合，条件に応じて申請者で工事や登記等を行ない，条件が改善されれば，市道路線認定申請書を提出する
本申請	申請書・寄付・登記関係書類の提出	申請書・寄付・登記関係書類の受付	
		条件の整備の確認	
		市道認定委員会 （5月・8月・11月・2月）	委員会開催月の前月末までに申請のあったもの
市議会		9月・3月議会　議案提出	市道の認定には議会の議決が必要 道路法第8条第2項
		議会議決	
告示		認定告示	道路法第9条
		法務局へ登記関係書類を提出 市へ所有権移転完了	市が所有権移転登記を行なう
		区域決定告示 供用開始告示	道路法第18条
		所有者へ所有権移転完了の通知	所有権移転登記完了後，元の所有者へ移転完了の通知文書送付